

○さいたま市空き家等対策協議会条例

平成28年12月28日

条例第54号

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。次条において「法」という。)第8条第1項の規定に基づき、さいたま市空き家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(一部改正〔令和5年条例52号〕)

(所掌事務)

第2条 協議会は、法第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項を調査審議する。

(一部改正〔令和5年条例52号〕)

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内及び市長をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員及び市長(以下「委員等」という。)の総数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年12月28日条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。